

◎議院運営委員会

| 回数 | 年月日<br>(曜日)      | 議事内容  |
|----|------------------|---|
| 1  | 平成5年9月17日<br>(金) | <p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。</p> <p>自由民主党六人、日本社会党・護憲民主連合五人、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人 計一五人</p> <p>なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。</p> <p>一、会期を九十日間とすることに決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>                                   |
| 2  | 平成5年9月21日<br>(火) | <p>一、科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、政治改革に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、地方分権に関する特別委員会及び規制緩和に関する特別委員会を設置し、委員の合派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。</p> <p>科学技術特別委員会</p> <p>自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合八人、公明党・国民会議一人、日本新党・民主改革連合、日本共産党、参議院新生党及び二院クラブ各一人 計一〇人</p> <p>環境特別委員会</p> <p>自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議一人、日本新党・民</p> |

主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

災害対策特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議二人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

政治改革に関する特別委員会

自由民主党一四人、日本社会党・護憲民主連合一〇人、公明党・国民会議三人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人、参議院新生党及び二院クラブ各二人 計三五人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議及び日本新党・民主改革連合各一人、民社党・スポーツ・国民連合及び二院クラブ各一人 計二〇人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党及び日本社会党・護憲民主連合各三人、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人 計一〇人

地方分権に関する特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議一人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

規制緩和に関する特別委員会

自由民主党一〇人、日本社会党・護憲民主連合七人、公明党・国民会議及び日本新党・民主改革連合各一人、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、参議院新生党及び二院ク

|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
| 3 | 平成5年9月24日<br>(金)  | <p>ラフ各一人 計二十五人</p> <p>一、裁判官訴追委員予備員の選任に関する件について決定した。</p> <p>一、次の件について政府委員から説明を聴いた後、承認又は同意を与えることに決定した。</p> <p>イ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命承認に関する件</p> <p>ロ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件</p> <p>一、本会議おける内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。</p> <p>イ、日取り 九月二十四日</p> <p>ロ、時間 自由民主党八〇分、日本社会党・護憲民主連合三〇分、公明党・国民会議二五分、民社党・スポーツ・国民連合一五分、日本共産党一〇分</p> <p>ハ、人数 自由民主党二人、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人</p> <p>ニ、順序 1自由民主党 2日本社会党・護憲民主連合 3公明党・国民会議 4民社党・スポーツ・国民連合 5日本共産党 6自由民主党</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> <p>一、日本新党・民主改革連合を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> |
| 4 | 平成5年10月29日<br>(金) | <p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。</p> <p>一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>   |

|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
| 5 | 平成5年11月5日<br>(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出)を可決した。</li> <li>一、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。</li> <li>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</li> </ul>  |
| 6 | 平成5年11月12日<br>(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、北海道開発審議会委員の選任に関する件について決定した。</li> <li>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</li> </ul>   |
| 7 | 平成5年11月26日<br>(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、元議員故野坂三君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。</li> <li>一、日本・新生・改革連合を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。</li> <li>一、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)、政党助成法案(閣法第四号)、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)及び法人税法の一部を改正する法律案(参第五号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ、時 間 自由民主党九〇分、日本社会党・護憲民主連合三〇分、日本共産党二〇分</li> <li>ロ、人 数 自由民主党二人、日本社会党・護憲民主連合及び日本共産党各一人</li> <li>ハ、順 序 大会派順</li> </ul> </li> <li>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</li> </ul> |
| 8 | 平成5年11月30日        | <ul style="list-style-type: none"> <li>一、次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。</li> </ul>  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 9 |   |  |
|   | <p style="text-align: center;">平成5年12月14日<br/>(火)</p> | <p style="text-align: center;">(火)</p> <p>イ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件<br/> ロ、科学技術会議議員の任命同意に関する件<br/> ハ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件<br/> ニ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件<br/> ホ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件<br/> ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件<br/> ト、漁港審議会委員の任命同意に関する件<br/> チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件<br/> リ、航空事故調査委員会委員の任命同意に関する件<br/> ヌ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件<br/> ル、労働保険審査会委員の任命同意に関する件</p> <p>一、本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。<br/> イ、日取り 十一月二十日</p> <p>ロ、時間 自由民主党四五分、公明党・国民会議及び日本共産党各二五分<br/> ハ、人数 自由民主党一人、公明党・国民会議及び日本共産党各一人</p> <p>二、順序 1自由民主党 2公明党・国民会議 3日本共産党 4自由民主党</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> <p>一、小委員長の補欠選任を行った。</p> <p>一、本会議におけるガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉についての農林水産大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。<br/> イ、日取り 十二月十四日</p> <p>ロ、時間 自由民主党二〇分、日本共産党一〇分</p> |

|    |                           |  |
|----|---------------------------|--|
|    |                           | <p>八、人数 自由民主党二人、日本共産党一人</p> <p>二、順序 大会派順</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>  |
| 10 | <p>平成5年12月15日<br/>(水)</p> | <p>本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>   |
|    | <p>平成6年1月12日<br/>(水)</p>  | <p>都合により取りやめとなった。</p>  |
| 11 | <p>平成6年1月13日<br/>(木)</p>  | <p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。</p> <p>一、政治改革に関する特別委員長提出の公職選挙法の一部を改正する法律案（関法第一号）、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（関法第二号）、政治資金規正法の一部を改正する法律案（関法第三号）、政党助成法案（関法第四号）、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第三号）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）に関する公聴会開会承認要求について承認を与えることに決定した。</p> |
| 12 | <p>平成6年1月21日<br/>(金)</p>  | <p>一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>  |
| 13 | <p>平成6年1月26日<br/>(水)</p>  | <p>一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。</p> <p>一、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会協議委員会を選任することとし、その会</p>  |

|    |                          |   |
|----|--------------------------|---|
|    |                          | <p>派割当を次のとおりとすることに決定した。</p> <p>自由民主党八人、日本共産党及び二院クラブ各二人 計一〇人</p> <p>一、農林水産大臣畑英次郎君問責決議案（山本富雄君外二名発議）の委員会審査を省略することに決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> |
|    | <p>平成6年1月27日<br/>(木)</p> | <p>都合により取りやめとなった。</p>   |
| 14 | <p>平成6年1月28日<br/>(金)</p> | <p>一、農林水産委員長の辞任及び補欠選任について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>   |
| 15 | <p>平成6年1月29日<br/>(土)</p> | <p>一、事務総長から公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会において成案を得た旨及び衆議院から同両院協議会成案を受領した旨の報告を聴いた。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>   |

○衆議院議員提出法律案（一件）

|  |             |     |  |
|--|-------------|-----|--|
| 8                                      | 番号          |     |  |
| 改正する法律案<br>の給与の<br>国会議員の<br>秘書に<br>関する | 件名          |     |  |
| 議院運営委員長<br>（五、一〇、二八）                   | 提出者<br>（月日） |     |  |
| 五、一〇、二八                                | 予備送<br>付月日  |     |  |
| 五、一〇、二八                                | 本院へ<br>提出   |     |  |
| 五、一〇、二八                                | 付託<br>委員会   | 参議院 |  |
| 可決                                     | 議決<br>委員会   |     |  |
| 可決                                     | 議決<br>本会議   |     |  |
|  | 付託<br>委員会   | 衆議院 |  |
|  | 議決<br>委員会   |     |  |
| 可決                                     | 議決<br>本会議   |     |  |
|  | 備考          |     |  |

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
案（衆第八号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の設定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 二、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の全部改定等を行おうとするものであり、本年四月から適用することといたしております。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。